

補装具費支給要否意見書(殻構造義足)

氏名		男女	生年月日	年月日生	歳		
住所							
障がい名							
原因となった 疾病・外傷名	疾病・外傷発生年月日			年月日	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災 疾病・先天性・その他( )		
	切断の部位・レベル		右 左 両側	極短 短 標準 長 極長	股 大腿 膝 下腿 サイム 足		
障 が い の 状 態 の 状 況	断 端 の 状 態	断端長	cm (健常肢側の %)				
		形 状	骨端部の突出	1 あり	2 なし		
	浮腫		1 あり	2 なし			
	断端の形		1 円錐形	2 円筒形	3 しもぶくれ	4 その他( )	
	皮 膚	術創の状態	1 治癒	2 未治癒	3 治癒しているが問題あり	□癒着 □ドッグイヤー	
		一般状態	癒痕の有無	1 術創以外なし	2 あり	3 骨性癒着	→ □あり □なし
			5 毛孔炎	→ □あり □なし	6 その他の異常	( )	
	皮 下 組 織	量	1 厚い	2 中等度	3 薄い	4 骨の異常( )	
			硬さ	1 普通	2 硬い	3 柔らかい	
		その他	筋収縮で断端の形が → 1 変わる 2 変わらない				
	血 流 ( 循 環 )	皮膚の色	1 正常	2 白っぽい	3 赤い	4 チアノーゼ	
		皮膚温	1 正常	2 高い	3 低い		
		脈動	1 あり	2 なし	→ □腸骨動脈 □大腿動脈 □膝窩動脈 □足背動脈		
	痛 み	1 自発痛 2 圧痛点 3 運動痛 4 神経腫 5 幻肢痛					
		幻肢	1 なし 2 あり(部位: 程度: 可動性: )				
下 肢 関 節 機 能	【上位関節の可動性、筋力の状態を記入すること。】						
その他の所見							
必 要 と す る 義 足	□ 股 義 足	1 受皿式 2 カナディアン式 3 片側骨盤切断用					
	□ 大 腿 義 足	1 差込式 2 ライナー式 3 吸着式 □ 短断端切断用キップシャフト □ IRCソケット					
	□ 膝 義 足	1 差込式 2 ライナー式 3 吸着式 □ 大腿支柱付					
	□ 下 腿 義 足	1 差込式 2 PTB式 3 PTS式 4 KBM式 □ TSB式 □ 大腿支柱付					
	□ 果 義 足	1 差込式 2 有窓式					
	□ 足根中足義足	1 鋼板入り 2 足袋型					
	□ 足 指 義 足						
使用効果見込							

裏面へ続く

処 方		使 用 材 料 ・ 型 式 等
型 式		A 常用 B 作業用
処 方 部 位		A 右 B 左 C 両側
ソ ケ ッ ト		A 木製 B皮革 C アルミニウム、セルロイド D 熱硬化性樹脂 E 熱可塑性樹脂 □エアアクションソケット □二重ソケット □カーボンストッキネット積層
ソフトインサート		A 皮革 B 軟性発泡樹脂 C 皮革・軟性発泡樹脂 D 皮革・フェルト E シリコーン F 完成用部品（※ライナーを使用するときシリコーンは加算できない）
支 持 部	股 部	
	大腿部	A 木製 B アルミニウム、セルロイド C 熱硬化性樹脂 D 鉄脚（股、大腿義足用）
	下腿部	A 木製 B アルミニウム、セルロイド C 熱硬化性樹脂 D 鉄脚（下腿義足用）
	足 部	A 軟性発泡樹脂
懸 垂 用 部 品	股義足用	A 懸垂帯一式
	大腿義足用	A シレジアバンド一式 B 肩吊带 C 腰バンド D 横吊带 E 義足用股吊带
	下腿義足用	A 腰バンド B 横吊带 C 大腿もも締め一式 D PTB膝カフ一式
外 装	股 部	
	大腿部	A 皮革 B プラスチック C 塗装
	下腿部	
	足 部	A 表革 B 裏革 C 塗装 D リアルソックス(完成用部品を含む)
完 成 用 部 品	股継手	A ヒンジ継手 B カナディアン式
	膝継手	A ヒンジ継手 B 鉄脚 C ブロック継手
	足 部	A 固定足部 B 単軸足部 C 多軸足部 D SACH足部 E ドリンガー足部 F 装飾足袋
	その他	A 吸着バルブ B 懸垂ベルト C KBMウェッジ D 断端袋(大腿用、下腿用) E ライナーロックアダプタ F ライナー G ベルト付先ゴム H SACH用アングルブロック I 足先リアルソックス J 先ゴム K 踵ゴム L スプリングゴム M 前止金具 N サイム用ボルト
<p>上記のとおり意見します。</p> <p>年 月 日</p> <p>医 療 機 関 名</p> <p>所 在 地</p> <p>診 療 科 名</p> <p>作 成 医 師 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

(H28.06)

## 【記入上の留意事項】

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 「処方」欄は、「使用材料・型式等」欄から必要なものを選択して記入すること。  
なお、処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
  - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
  - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
  - その他参考となる事項